

第 3 回三重県産材利用促進に関する条例検討会資料

「三重の森林づくり条例」について

目次

1	「三重の森林づくり条例」制定の経緯	2
2	「三重の森林づくり条例」の構成	2
3	「三重の森林づくり条例」における県産材利用促進に関する内容	3
	(1) 前文	3
	(2) 目的規定	3
	(3) 定義規定	4
	(ア) 森林資源の循環利用	4
	(イ) 県産材	4
	(4) 基本理念（林業の持続的発展）	5
	(5) 責務規定	5
	(ア) 県等の責務	5
	(イ) 木材産業等の事業者の責務	6
	(6) 基本計画	6
	(7) 県産材利用促進に関する具体的施策の規定	7
	(ア) 林業及び木材産業等の健全な発展	7
	(イ) 県産材の利用の促進	8

1 「三重の森林づくり条例」制定の経緯

- 平成16年12月から平成17年8月まで15回にわたり、委員9名による「森林づくり条例検討会」において、関係団体との意見交換、執行部との意見交換、パブリックコメント等を含め、森林づくりに関する条例案の策定に向けた調査・検討が行われた。
- 条例検討会における調査・検討の結果、平成17年9月27日に、「三重のもりづくり条例案」が提出された。そして、健康福祉環境森林常任委員会での審査において、題名を「三重の森林づくり条例」に改める修正が行われた後、同年10月19日の本会議において、全会一致をもって可決・成立した。
- 「三重の森林づくり条例」は、平成17年10月21日に施行され、それ以来、改正は行われていない。

2 「三重の森林づくり条例」の構成 (参考資料3参照)



3 「三重の森林づくり条例」における県産材利用促進に係る内容

(1) 前文

- 「三重の森林づくり条例」には前文が設けられており、条例制定に当たっての背景や決意が述べられており、条例全体の趣旨がうかがえる。
- 第1段落では、「三重の森林は、森林の有する多面的機能¹を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた」こと等が述べられ、これまでの県民と森林の関係を示している。
- 第2段落では、高度成長期以降の林業、木材産業をとりまく状況の変化により、「森林の有する多面的機能は危機^{ひん}に瀕している」という現状認識を示している。
- 第1段落、第2段落を踏まえ、第3段落では、「森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれる」ためには、「国、県、市町村、事業者、森林所有者等及び県民」が、「森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない」という関係者に求められる心構えを示している。
- そして、第4段落では、条例制定に当たっての決意として、「私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していく」ということを述べている。

(2) 目的規定

(目的)

第1条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

¹ 「県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能」のことをいう。

○ 第1条では、条例の制定目的を簡潔に表現しており、(1)「三重の森林を守り、又は育てること」を「三重のもりづくり」と称することとし、これを条例の対象としている。(2)さらに、「三重のもりづくり」について、①基本理念を定め、②県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにし、③県の施策の基本となる事項を定めることによって、「三重のもりづくり」に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、(3)「県民の健康で文化的な生活の確保」に寄与することとしている。

○ 条例の究極の目的が「県民の健康で文化的な生活の確保」とされているのは、条例に定める「三重のもりづくり」が、森林の有する多面的機能を発揮させるための自然環境の保全を大きな柱とするものであるため、「自然環境保全法」第1条の目的を踏まえた表現とされたものである。

(3) 定義規定

○ 第2条において、定義規定が設けられている。ここでは、県産材利用促進に関係すると考えられる「森林資源の循環利用」及び「県産材」の定義について述べる。

(ア) 森林資源の循環利用

○ 「森林資源の循環利用」については、「育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に利用すること」と定義されている。なお、「林産物」には、木材だけでなく、薪炭やきのこ類なども含まれる。

(イ) 県産材

○ 「県産材」については、「三重県の区域にある森林から生産された木材」と定義されている。

○ 「木材」には、原木丸太に加えて、柱、合板、集成材、木材チップ等の加工された製品も含まれる。なお、三重県内で加工が行われた木材であっても、三重県外の区域にある森林に由来するものは、本条例における「県産材」には含まれない。

(4) 基本理念（林業の持続的発展）

（林業の持続的発展）

第4条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

- 本条例では、第3条から第6条までにおいて4つの基本理念を定めている。そのうち、県産材利用促進に関係するのは、第4条の「林業の持続的発展」である。
- 森林は、再生可能な資源であり、林産物を繰り返して生産し、生産された林産物を有効に利用することによって、その維持が図れるものである。また、適正な管理の下での循環的な森林資源の利用が、森林の有する多面的機能を維持することに資することから、「森林資源の循環利用を図ることが重要である」と規定されている。第4条は、森林資源の循環利用を図るためには、林業生産活動が持続的に行われることが不可欠であることを明らかにするものである。
- 県産材の利用は、森林資源の循環利用の一環であると解される。

(5) 責務規定

(ア) 県等の責務

- 本条例では、責務規定として、県の責務（第7条）、森林所有者等の責務（第8条）、県民の責務（第9条）及び事業者の責務（第10条）を設けている。なお、市町の責務規定は設けられていない。
- 県の責務としては、「基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施すること」が規定されている。県産材利用促進の取組も、三重のもりづくりに関する施策に含まれる。
- 県民の責務としては、「基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努める」ことが規定されている。「三重のもりづくりに関する活動」とは、三重のもりづくりに関わる全ての活動であるとされており、その中には県産材の利用も含まれると解される。

(イ) 木材産業等の事業者の責務

(事業者の責務)

第10条 (略)

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 事業者の責務として、第10条第1項では、いわゆる川上の「林業を行う者及び林業に関する団体」の責務が、同条第2項では、いわゆる川下の「木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（木材産業等）の事業者」の責務が規定されている。その中で、県産材利用促進に密接に関係するのは、木材産業等の事業者の責務であると考えられる。
- 第10条第2項では、木材産業等の事業者に対し、林産物を市場に適切に供給することによって、森林資源の循環利用を支えることに努めるとともに、県の施策に協力するよう努めることを求めている。
- 「木材産業等の事業者」、すなわち「木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業の事業者」とは、素材生産、原木流通、製材加工、集成材製造、合板製造、製品流通の各部門の事業の事業者をいうとされている。また、「適切な供給」とは、木材産業等が、その事業基盤の強化、林業との連携、流通及び加工の合理化によって、低コストで安定的に需要者のニーズに応じた林産物を供給することをいうとされている。

(6) 基本計画

(基本計画)

第11条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2～7 (略)

- 第11条では、三重のもりづくりに関する施策を、有機的な連携の下に、総合的、計画的に推進していくため、知事にそれらの施策の推進に当たって必要な目標、手段等を明確にする基本計画の策定を義務付けている。

- 本規定に基づく基本計画として、2019年度から2028年度までを計画期間とする「三重の森林づくり基本計画2019」が策定されている。

(7) 県産材利用促進に関する具体的施策の規定

- 第12条から第20条までにおいて、基本理念を実現するために実施すべき施策の基本となる事項が規定されている。県産材利用促進に関するのは、第4条の「林業の持続的発展」を実現するための施策としての、第14条（林業及び木材産業等の健全な発展）及び第16条（県産材の利用の促進）であると考えられる。
- なお、第15条（担い手の育成及び確保）も、第4条の理念を実現するための施策の規定であるが、「持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保」を図ることがその内容であり、県産材の利用の促進に直接的には関係しないと考えられる。

(ア) 林業及び木材産業等の健全な発展

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第14条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 第14条では、森林資源の循環利用を推進するに当たって、林業及び木材産業等の健全な発展を図ることが重要であることから、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進などの措置を講ずることが必要であることを示している。
- 例示されている「県産材安定供給体制の強化」及び「林産物の活用の促進」は、県産材利用促進に密接に関係するものであるが、規定内容の対象に林業が含まれていることもあり、「その他必要な措置」には、林業者等への研修や経営管理指導の実施など、県産材利用促進に直接的には関係のない施策も含まれると考えられる。
- なお、「安定供給体制の強化」とは、林業事業者等が行うプレカット加工施設、木材乾燥機等の導入・整備に対する支援などを指すと考えられる。また、「林産物の活用の促進」とは、木質バイオマスに関する研究、リサイクル可能な木質新素材等の研究などの木質資源の利用の多角化を図る研究、虫

害材の新たな用途の研究開発等に基づく林産物の活用などを指すと考えられる。

(イ) 県産材の利用の促進

(県産材の利用の促進)

第 16 条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 第 16 条は、県産材利用促進に最も関係する規定である。
- 第 1 項は、三重のもりづくりを推進していくに当たって、県産材の利用を促進することが重要であることから、「三重の木」認証制度の推進などの措置を講ずることが必要であることを示している。なお、「その他必要な措置」としては、県産材についての情報提供、ブランド化の推進等が考えられる。
- 第 2 項は、県が、県産材の利用拡大のため、公共部門において県産材の積極的な利用の推進を図り、民間部門の先導役を果たしていくことを規定するものである。なお、「必要な措置」は、「県産材利用推進本部」における活動という形で具体化されていると考えられる。
- 第 2 項の規定内容については、条例案の検討の中で、W T O の「政府調達に関する協定」に抵触するおそれがあるのではないかと指摘があったところであるが、「同協定で定められた地方政府の機関が調達を行うときの基準額²以下の調達においては協定への抵触はないものとする」との整理がされている。

² 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までを適用期間とする地方政府の機関の基準額（邦貨換算額）は、「物品」で 3,000 万円、「建設サービス」で 23 億円である。